

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

特定猟具（銃器・わな）の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏保持のため、法第35条の規定に基づき知事が特定猟具の使用を禁止する区域を指定するものであり、その方針等は次のとおりである。

(1) 方針

次に掲げる地区や、本計画で計画しない区域であっても必要があると認める場合は、地域の実情を踏まえ機動的に指定を進める。

なお、過去に指定した銃猟禁止区域は特定猟具使用禁止区域（銃）に名称を変え、その効果を継承するので、注意するものとする。

銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれの高い区域

静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の指定計画

区 分	既指定特定猟具禁止区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具禁止区域						
		項 目	年 度	20	21	22	23	計(B)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	144	箇 所	3	3	1	2	9
	面積	50,482ha	変動面積	205ha	208ha	100ha	496ha	1,009ha
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	0	箇 所					
	面積	0ha	変動面積					

項 目	本計画期間に期間満了により消滅する特定猟具禁止区域					計画期間中の増減 (B-C)	計画終了時の特定猟具禁止区 (A+B-C)	
	年 度	20	21	22	23			計(C)
箇 所	1	3				4	5	149
変動面積	180ha	208ha				388ha	621ha	51,103ha
箇 所							0	0
変動面積							0ha	0ha

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
20年度	中之条町四万	四万川ダム(銃)	180ha	5	再指定
	大泉町古海	大泉町利根西(銃)	21ha	永年	新規
	千代田町舞木	千代田町利根西(銃)	4ha	永年	新規
	計		205ha		
21年度	伊勢崎市八斗島町・長沼町	坂東大橋(銃)	41ha	5	再指定
	板倉町海老瀬	渡良瀬遊水池(銃)	150ha	20	再指定
	桐生市川内町	西の入(銃)	17ha	永年	再指定
	計		208ha		
22年度	藤岡市本郷・川除	神流川水辺の楽校(銃)	100ha	永年	新規
	計		100ha		
23年度	大泉町仙石	太田・大泉(銃)	363ha	永年	新規
	千代田町赤岩・舞木	赤岩・舞木(銃)	133ha	永年	新規
	計		496ha		
合 計			1,009ha		

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について、法第35条の規定に基づき知事が指定するものである。

休猟区解除後の区域等、狩猟者の集中的入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じて指定を検討する。

3 猟区設定のための研究

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、猟場の一部を区切って排他的に入猟者数、入猟日、捕獲対象鳥獣及び捕獲数の制限等を行う区域であり、設定に当たっては法第68条に基づき知事の許可が必要になる。

猟区は経験の浅い狩猟者の育成の場としても有効であると考えため、設定の可能性等について関係団体等とともに研究を進める。

第六 特定鳥獣保護管理計画の策定に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の策定に関する方針

本県には、県北東部及び南西部地域で農林作物への加害と自然環境への影響を与えているニホンジカ、群で人家周辺へ出没し人間社会とさまざまな軋轢を生じているニホンザル等が生息する一方で、農林水産業への被害や人身事故の発生はあるものの生息頭数の減少が危惧されているツキノワグマ等が生息する。

県環境基本計画では、「多様な動植物が生息する環境づくり」を重点課題の一つとしている。自然の重要な構成要素である鳥獣と人との適切な関係を構築するには、地域的に個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業への被害等を発生させ、人との間にあつれきが深刻化している鳥獣又は地域的に個体数が著しく減少している鳥獣について、その地域個体群の長期にわたる安定的な保護も含めて、科学的な調査に基づく生息状況や生態系への影響等を的確に把握し、法第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）を策定し、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的・継続的に実施することが重要である。

そのため、学識経験者、関係行政機関、関係団体等からなる保護管理検討会において必要な検討・評価を行い、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見や各地の実施事例に基づいた保護管理の適正な目標設定を行い、県、市町村等の関係行政機関や農林業・自然保護・狩猟等関係団体が協力し、多岐にわたる保護管理事業の推進に取組むものとする。

さらには、県域をまたがり分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護管理に当たっては、関係県と協調して、広域的な保護管理に努めるものとする。

2 特定鳥獣保護管理計画

適正な個体数レベルへの誘導を行う必要がある次の鳥獣については、特定計画を策定し、法第14条に基づく特定鳥獣に係る特例を活用するなどして各種施策を展開する。

なお、生息動向、生息環境、被害等についてモニタリングし、特定計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を保護管理事業にフィードバックさせるものとする。特に個体数調整を目的とした捕獲等の実行や狩猟の実施に伴い捕獲等した個体に係るデータやサンプルの収集、捕獲方法や捕獲者の捕獲努力量等の捕獲に係る情報収集に努める。

また、目標の達成度により、計画期間の満了に伴う次期特定計画の策定（更新）を検討する。

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	本計画における計画の期間	対象区域	備考
17年度	鳥獣保護管理を継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図りつつ、農林水産業への被害の軽減及び生態系の被害抑制を図る。	ニホンジカ	20年度～ 22年10月31日	県北東部地域（尾瀬を除く）、県南西部地域	第 期
17年度		ニホンカモシカ	20～22年度	利根・吾妻地域、桐生・足尾地域、西上州地域	
18年度		ニホンザル	20～23年度	群馬県全域（国指定浅間鳥獣保護区は除く）	第 期

3 自主保護管理計画

法第7条に基づく特定計画の策定までには至らないが、保護管理事業を行う必要のある次の鳥獣については、自主的な計画としての鳥獣保護管理計画を作成する。

ただし、自主保護管理計画における計画の事項は、特定計画に準ずるものとする。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	本計画における計画の期間	対象区域	備考
18年度	鳥獣保護管理を継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を目指すとともに、農林水産業への被害の軽減と人身事故の防止を図る。	ツキノワグマ	20～23年度	越後・三国地域個体群、関東山地地域個体群	・第期 ・特定計画への移行を検討する。

4 特定計画の取組の充実

(1) 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、県や鳥獣保護事業の一部を行う市町村は必要に応じて、年度ごとに実施計画を作成する。

特にニホンザルは群に応じた地域事業計画を市町村が作成できるものとし、ニホンカモシカは市町村が作成した年次計画をベースに県が個体数調整実施計画を作成する。

(2) 実施計画に基づく保護管理の推進

鳥獣による農林水産業への被害等の対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、環境森林部は農政部等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、組織を横断した総合的な保護管理事業の取組みに努める。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理及び保護施策の適切な推進を図るため、県内における鳥獣の分布・密度等の調査を実施する。調査は、研究機関、博物館、関係団体及び有識者の協力や助言を得ながら近隣県と連携しつつ実施するとともに、必要に応じ専門機関へ調査を委託する。

なお、生息分布情報調査をメッシュ単位で行い情報の標準化を図るものとし、調査結果等については資料として集積・保存管理を行い、一般公開を原則とする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する野生鳥類の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、第4次鳥獣保護事業計画から実施している鳥類生息密度調査を継続して行うほか、希少鳥獣の保護対策調査、鳥獣保護区の解除調査等を実施する。

(2) 鳥類生息密度調査

この調査は、県内を河川流域別に行うもので、過去の調査記録についてデータベース化を推進し、生息動向を解析する。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域			調査時期
			流域名	市町村	メッシュ数	
全ての鳥類	20年度	市町村別に2万5千分の1の地形図を4分割したメッシュごとに生息良好と思われる地点を選び、ライン踏査による分布調査を行う。調査結果は報告書として印刷製本する。	碓氷川、烏川、利根川(中流)	渋川市、榛東村、吉岡町、高崎市、安中市 計5市町村	35	・5～7月の繁殖期に4回 ・12～1月の冬期に1回
	21年度		吾妻川	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、高山村 計7町村	43	
	22年度		奥利根川	沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村 計5市町村	43	
	23年度		利根川、渡良瀬川	前橋市、桐生市、渋川市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、富士見村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 計14市町村	64	
合計					185	

(3) 希少鳥獣等保護対策調査

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
イヌワシ	20年度	環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧類として掲載されているイヌワシについて、生息環境等の調査を実施し、保護対策を検討する。	

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類等一斉調査

対象地域	調査年度	調査方法・内容	備考
県内一円の河川、湖沼等ガン・カモ・ハクチョウ類等の全ての渡来地又は生息地	20年度 、 23年度	調査地区ごとに調査員を配置して、種ごとに個体数をカウントする。	毎年度1月中旬に調査日を定め、県下一斉に調査を行う。

(5) 鳥獣保護区の解除調査

対象鳥獣保護区 の名称	調査年度	調査の方法・内容	備考
袈裟丸山鳥獣保護区	20年度 、 23年度	ニホンジカによる人工林の樹皮剥ぎ被害に対処するため、一時的に鳥獣保護区を解除するが、解除後のニホンジカの生息状況と植生について、モニタリング調査を実施する。	

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化と捕獲の担い手確保を図るため、県内における狩猟鳥獣の生息状況及び狩猟の実態等の調査を実施する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

特定計画、自主保護管理計画を策定しているニホンジカ及びツキノワグマについては、生息状況調査等を専門機関に委託するとともに、イノシシを加えて狩猟者からアンケート形式により捕獲情報（捕獲場所、捕獲年月日、捕獲個体の性別等）を収集する。

(3) ヤマドリ・キジの出会い数調査等

初猟日（11月15日）の狩猟パトロールにおいて、ヤマドリ及びキジの出会い数を狩猟者からヒアリングして記録する。なお、当該データは、環境大臣が行うメスヤマドリ及びメスキジの捕獲禁止措置に係る資料としても、活用されている。

また、県立勢多農林高等学校の主導の下、狩猟者に対してヤマドリに関するアンケートを行い、その結果を分析する。

(4) 放鳥効果測定調査等

放鳥事業を実施しているニホンキジ及びヤマドリについては、放鳥による生息数の増加や定着状況等の効果を測定する。

調査年度	標識		調査方法	備考
	種類	装着数		
20～23年度	足環	全てのオス	放鳥するそれぞれのオスに足環を装着し、狩猟者からこれを回収することにより調査する。	捕獲情報のアンケートを同時に実施する。

(5) 狩猟実態調査

本県に狩猟者登録を行った狩猟者の実態を把握するため、アンケート調査を行う。

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
全狩猟鳥獣	21年度 ・ 23年度	狩猟者登録をした狩猟者を抽出し、アンケート調査を実施する。 ・県内者400人 ・県外者200人	アンケート内容 初猟日の行動、出猟日数 捕獲鳥獣の利用方法、狩猟者の意識、その他

(6) カワウの生息状況調査

調査年度	調査内容、調査方法	備 考
20～23年度	現地調査等により生息分布、コロニー数、個体数、生息環境及び魚類等の採食の状況等を調査する。	鳥類生息密度調査による定点調査 ガン・カモ・ハクチョウ類等一斉調査時に併せてカワウの調査を行う。 鳥獣行政担当職員によるねぐら・コロニー調査

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

本県において、生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害等を発生させる鳥獣の生息状況及び被害実態を明らかにし、効果的な被害防除方法の確立を検討する。

(2) 調査の概要

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
イノシシ	20～23年度	狩猟者を対象とした捕獲アンケート調査と、被害内容を調査する。	アンケート内容 捕獲年月日、捕獲場所、 猟の形態、猟具、性別
アライグマ		農業者、狩猟者等を対象としたアンケート調査と捕獲調査等を実施する。	外来生物法に基づく防除を検討する。
カワウ		当該頁の上表に記載	
ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマ	20年度～	特定計画及び自主保護管理計画に基づき、モニタリングとしての各種調査を実施する。	・狩猟鳥獣は、狩猟者に対して捕獲アンケート調査を実施 ・個体数調整等を実施する際は、捕獲に伴うデータを収集

第八 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

県民一人一人の理解と協力を得て鳥獣保護を推進するため、鳥獣の保護思想の普及を積極的に推進する。

また、次代を担う子どもたちの理解を深めるために小・中学校等における愛鳥活動の指導援助と、県民の愛鳥思想を広めるため県民探鳥会を開催する。

(2) 事業の年間計画

事業内容	実施時期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
愛鳥週間ポスター原画の募集				←	→							
愛鳥週間ポスターの配布	←	→										
愛鳥モデル校巡回指導			←									→
広報活動	←											→
鳥獣保護団体との協働	←											→

(3) 愛鳥週間行事等の計画

行事	計画年度	計画内容
愛鳥週間行事	20年度 ～ 23年度	県民探鳥会を開催する。 愛鳥週間ポスターの入賞作品の展示を行う。
その他		愛鳥週間ポスター原画のコンクールを開催する。 「秋の林業試験場一般公開」において野鳥病院を公開し、鳥獣保護思想の普及啓発に努める。

2 野鳥の森等の整備

「群馬県野鳥の森」を県民が野鳥を観察できる場として、また鳥獣の生態等を学習できる施設として活用するため、観察施設の整備等一層の充実を図るよう努める。

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針
群馬県野鳥の森	昭和51年度	安中市松井田町大字横川小根山国有林	91ha	鳥獣資料館1棟、研修館1棟、観察舎4棟、探鳥路、展望台1棟、遊水池1箇所、駐車場等	・鳥獣の剥製 ・探鳥器材 ・図書等	鳥獣の学習と自然とのふれあいの場として、剥製、写真展示、愛鳥ポスターの掲示、県民探鳥会の開催等を行う。

3 愛鳥モデル校の指定

(1) 方針

次代を担う子どもたちと、「野鳥や自然について」を語り、ふれあうことは重要なことである。この一環として野鳥保護活動に取り組んでいる小・中学校等を「愛鳥モデル校」に指定し、野鳥の保護・観察活動を通して愛鳥思想の普及を図る。

(2) 指定期間

平成20年4月1日～24年3月31日

(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

巡回指導

学習資料の配付等

巣箱等の配付

学校周辺に「身近な鳥獣保護区」の指定について検討

(4) 指定計画

第9次鳥獣保護事業計画の延長期間である平成19年度に愛鳥モデル校に指定した次の29校を、本計画期間中も愛鳥モデル校として継続する。

所 属	学 校 名	所 在 地	児童・ 生徒数
前橋環境森林事務所	前橋市立滝窪小学校	前橋市滝窪町甲185-1	180
伊勢崎環境森林センター	伊勢崎市立あづま南小学校	伊勢崎市三室町4,290-1	578
渋川環境森林事務所	渋川市立渋川西小学校	渋川市金井2,817	311
高崎環境森林事務所	高崎市立鼻高小学校 高崎市立倉淵川浦小学校 安中市立上後閑小学校	高崎市鼻高町58-2 高崎市倉淵町川浦1,414 安中市上後閑1,305	191 37 90
藤岡環境森林事務所	藤岡市立美九里西小学校 吉井町立吉井小学校 神流町立万場小学校 上野村立上野小学校	藤岡市三本木769 吉井町吉井235-1 神流町万場甲84 上野村新羽32	766 152 96 452
富岡環境森林事務所	富岡市立額部小学校 下仁田町立西野牧小学校 南牧村立南木小学校 甘楽町立福島小学校	富岡市南後箇276 下仁田町西野牧4,641-1 南牧村千原419-1 甘楽町福島939	202 176 70 51
吾妻環境森林事務所	中之条町立沢田小学校 中之条町立伊参小学校 長野原町立北軽井沢小学校 嬭恋村立東小学校 嬭恋村立干俣小学校 津町立草津小学校 六合村立入山小学校	中之条町下沢渡964-1 中之条町五反田3,534-4 長野原町北軽井沢1,924 嬭恋村三原248 嬭恋村干俣1,313 草津町草津3-1 六合村入山1,573-3	25 55 103 210 80 338 67
利根環境森林事務所	沼田市立沼田北小学校 川場村立川場小学校 昭和村立大河原小学校 みなかみ町立藤原小学校	沼田市高橋場町4,898 川場町谷地2,402 昭和村系井5,455-354 みなかみ町藤原3,491	324 469 20 69
太田環境森林事務所	太田市立鳥之郷小学校 県立太田高等養護学校	太田市大島町1,046-1 太田市藤阿久町12-1	255 109
桐生環境森林事務所	桐生市立北小学校 県立渡良瀬養護学校高等部	桐生市西久方町2-1-5 みどり市笠懸町鹿2,812	365 292

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣への安易な餌付けが、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身事故、農林水産業への被害の誘因となり、さらには生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による農林水産業への被害等の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。

また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響や、農林水産業への被害等の誘因となることがないように十分配慮するものとする。

さらには、不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、農林水産業への被害等の誘因にもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。

(2) 重点事項

普及啓発は随時行うものとするが、安易な餌付けに関する重点事項は次のとおりとする。

安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得る。

観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図る。

生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

5 法令の周知徹底

(1) 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度、法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、法第16条に基づくかすみ網の所持禁止、第19条の鳥獣飼養登録制度（本県では愛がん目的での捕獲許可はしていない。）、法第80条第1項に基づく法の適用除外等、特に県民に関係する事項あるいは法改正により追加、変更された点について県広報、ポスター、パンフレット等により、周知徹底を図る。

(2) 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	11月	2月	3月					
鳥獣の捕獲及び飼養登録制度	←													→	・新聞等での広報 ・市町村の広報紙	一般県民	
適正な狩猟制度									←					→	・テレビ、ラジオ等による広報	狩猟者	
かすみ網、違法なわなの販売・使用禁止	←														→	・パンフレットの配布 ・ポスターの掲示	